

物 品 売 買 契 約 書 （案）

売払人 新発田市 新発田市長 二階堂 馨 （以下「甲」という。）と、 買受人 （以下「乙」という。）とは、次の条項により甲が所有する物品の売買契約を締結する。

（売買物品）

第 1 条 売買物品は、次のとおりとする。

区分番号	7－3		
物品の種類	グランドピアノ	グランドピアノ	グランドピアノ
メーカー	KAWA I	KAWA I	D I A P A S O N
型番	R X 5	C A 6 0 N	1 8 3 E
製造番号	2237444	2041877	90678

（売買代金）

第 2 条 売買代金は、金 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円）とする。

（契約保証金）

第 3 条 乙は、本契約と同時に、契約保証金として、金 7 5 , 0 0 0 円を甲に納付しなければならない。

2 前項の契約保証金は、入札保証金より充当するものとする。

3 第 1 項の契約保証金は、第 1 3 条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

4 第 1 項の契約保証金には利息は付さない。

5 甲は、乙が第 4 条に定める義務を履行したときは、第 1 項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

6 甲は、乙が第 4 条に定める義務を履行しないときは、第 1 項に定める契約保証金を甲に帰属させることができる。

（代金の支払い）

第 4 条 乙は、甲の発行する納入通知書により、売買代金のうち前条第 1 項に定める契約保証金を除いた金 円を、令和 7 年 1 1 月 4 日までに、甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第 5 条 売買物件の所有権は、乙が売買代金の納付を完了した時に甲から乙に移転する。

（売買物件の引渡し）

第 6 条 売買物件の引渡しは、前条の規定により売買物件の所有権が乙に移転した後、令和 7 年 1 1 月 1 1 日までに、現保管場所において現状のまま行うものとする。

2 甲は、前項の引渡し後の売買物件の不調や故障等についての補償は、一切行わない。

（危険負担）

第 7 条 乙は、本契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、当該物件が、甲の責に帰することのできない事由により滅失又はき損した場合には、甲に対して売買代金の減免を請求することができない。

（契約不適合の際の責任）

第 8 条 乙は、民法、商法及び本契約のその他の条項にかかわらず、売買物件が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。

（契約の解除）

第 9 条 甲は、契約締結後、乙が本契約に定める義務を履行しないとき又は乙が入札参加資格の要件を満たしていないことが判明したときは、本契約を解除することができる。

(違約金)

第10条 乙は、甲が前条に定める解除権を行使したときは、売買代金の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金は、第13条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

(返還金等)

第11条 甲は、第9条に定める解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

2 甲は、解除権を行使したときは、乙の負担した契約の費用は返還しない。

3 甲は、解除権を行使したときは、乙が売買物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用は償還しない。

(乙の原状回復義務)

第12条 乙は、甲が第9条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 乙は、前項ただし書の場合において、売買物件が滅失又はき損しているときは、その損害賠償として契約解除時の時価により減損額に相当する金額を甲に支払わなければならない。また、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えている場合には、その損害に相当する金額を甲に支払わなければならない。

3 乙は、第1項に定めるところにより売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに、当該物件の所有権移転に必要な書類等を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第13条 甲は、乙が本契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害の賠償を請求できる。

(返還金の相殺)

第14条 甲は、第11条第1項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が第10条に定める違約金又は第12条第2項若しくは前条に定める損害賠償金を甲に支払うべき義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。

(契約の費用)

第15条 本契約の締結および履行等に関して必要な一切の経費は、乙の負担とする。

(信義誠実の義務・疑義の決定)

第16条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 本契約に関し疑義があるときは、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第17条 本契約に関する訴えの管轄は、甲の所在地を管轄区域とする新潟地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、両者記名押印のうえ各自その1通保有する。

令和 年 月 日

売出人(甲) 新発田市中央町3丁目3番3号

新発田市 新発田市長 二階堂 馨

買受人(乙)